

【 会報誌への掲載例文 】

## 愛知県特定最低賃金（２業種）改正

～令和５年12月16日発効～

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、12月16日から２業種の特定最低賃金額が改正されます。

（参考：愛知県最低賃金は10月１日より 時間額1,027円 です。）

なお、問合せ先は、事業所を管轄する監督署としていただきますようお願いいたします。

（例１）

発効日 令和５年12月16日

特定最低賃金名	最低賃金額（時間額）
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1,059 円
輸送用機械器具製造業	1,028 円

（例２）

発効日 令和５年12月16日

特定最低賃金名	最低賃金額（時間額）
鉄鋼業	1,059 円
輸送用機械器具製造業	1,028 円